

別表第 1

1 住所要件 次のいずれかに該当する者

- (1) 市内に住所を有し、住民基本台帳法（昭和 4 2 年法律第 8 1 号）第 5 条に規定する住民基本台帳に記録されている者。ただし、施設等への入所、入居又は入院等に伴って転入した者、介護保険法（平成 9 年法律第 1 2 3 号）による保険者が大里広域市町村圏組合（深谷市が所管する被保険者に限る）以外である者、生活保護法（昭和 2 5 年法律第 1 4 4 号）による保護の実施機関が深谷市以外の市区町村となっている者、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 3 0 号）による支援給付の実施機関が深谷市以外の市区町村となっている者を除く。
- (2) 深谷市の援護により他市区町村の住所地特例施設に入居等している者

2 経済的要件 次のいずれかに該当する者

- (1) 生活保護法（昭和 2 5 年法律第 1 4 4 号）により保護を受けている者、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 3 0 号）により支援給付を受けている者
- (2) 居住する家屋以外に、資金化して報酬の支払に充てることのできる本人の適当な資産（不動産、有価証券等）がない者であって、本人の預貯金等の額が、第 4 条の規定により算出した額に 6 0 0 , 0 0 0 円を加えた額未満の者

※深谷市成年後見人、保佐人及び補助人の報酬助成要綱

第4条 助成の上限額は、対象者の生活の場が在宅にあっては月額2万8,000円、別表第2に掲げる施設（以下「施設等」という。）へ入所中にあっては月額1万8,000円とする。

2 前項の規定に関わらず、家庭裁判所が審判した成年後見人等の報酬に係る対象期間の始期及び終期の属する月については、月額の上限額を日割計算した額を上限とし、在宅期間と施設等の入所期間が混在する月については、在宅の日数を在宅者の助成の上限額により日割計算した額と、施設等の入所日数を施設等の入所者の助成の上限額により日割計算した額を合算して、助成金額の上限とする。

3 前項の規定により日割計算した上限額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。